

平成 29 年度 第 1 回こうち男女共同参画会議議事録（要旨）

日時：平成 29 年 7 月 13 日（木曜）午前 10 時～12 時

場所：高知城ホール 2 階 中会議室

出席：稲田委員、野嶋委員、中川委員、大崎委員、松尾委員、東森委員、黒川委員、芝委員
太田委員、野町委員、高橋委員、伊藤委員、西村委員、竹内委員

議題：次第参照

1) 会長・副会長の選任について

事務局 資料 1 により説明。会長・副会長は委員の互選であるが、立候補・推薦等が無いため、事務局案として、会長に野嶋委員、副会長に大崎委員を提案。

委員 出席委員全員が了承。

事務局 会長は野嶋委員、副会長は大崎委員に決定。

2) 平成 28 年度第 3 回こうち男女共同参画会議 委員ご意見への回答について

事務局 資料 2 により説明。

委員 意見等なし。

3) こうち男女共同参画プランの進捗状況(H28 年度実績報告)について

事務局 資料 3 により説明。

委員 女性活躍推進法に規定する事業主行動計画策定について、なかなか県内で進んでいないが、策定を進めるために、何か具体的な手法として、企業にとってメリットになるような施策を考えているか。

事務局 従業員 300 人超の企業はすべて策定しているが、従業員 300 人以下の企業については策定がなかなか進んでいない状況。事業主行動計画を策定していただくため、商工会議所と連携して、中小企業診断士や社会保険労務士の方にお願ひし、計画策定のお手伝いをしていただくという取組を行っている。あわせてセミナーを開催し、計画策定を促している。

公共調達については、次世代育成支援企業の認証は雇用労働政策課が行っているが、これと連携して、女性の活躍についても、公共調達でインセンティブを持たすことができないか、検討をしている。

会長 事業主行動計画の策定について事務局から説明があったが、さらにご意見はないか。もっとこうしたらよい、などの。

委員 高知商工会議所から委託を受けて、事業主行動計画を策定する企業のお手伝いなどを行っている。実際に話しに行った企業で、行動計画自体を知らないというところもある。話をすると、社内で女性の活躍をさせていきたい、という気持ちは持っているが、なかなか形にできていなかった、

と言う話もあった。実際に話をしていく中で、やってみようかなとなる。ただ、企業として、策定することのメリットがなかなか見えない、という話もあった。

委員 学校職員の育児休業について、管理職員の人事評価について、ワークライフバランスの視点を加えた人事評価の実施、とあるが、視点とはどのような内容で、評価はどのような方法でされており、どう加点されているのか。

事務局 人事考課の中で、適切な服務管理の中に、WLBの視点を加えることとして、次世代の育成支援、職員の健康保持や家庭生活との調和にも留意する、という点を人事評価項目に加えた。具体的な評価の細かい部分については、この場でお答えしかねるところもあり、評価項目やポイントについては、ご容赦いただきたい。

現状として、育児休業の取得率が低いという点を踏まえて、平成28年に「活力のある学校づくり」というリーフレットを作成し、育児休業の制度等の周知に取り組んでいる。

会長 説明があったがいかがでしょうか。

委員 評価の細かい話、内容については、次回会議で構わない範囲でお聞きしたい。

会長 次回、可能な範囲で、もう少し具体的内容を教えていただく、ということ。

事務局 承知した。

会長 他の委員からはご意見等はないか。リーフレットによって制度の周知に取り組んでいる、ということだが。

委員 県職員男性の育児休業取得率 11.1%は少ないと思うが、なにより、県立学校教職員の育児休業について、希望する全員が取得できた、となっているが、男性の対象が113人いて、希望する者が0人ということになっている。さらに、公立学校の男性教職員も、241人いて、育児休業を取得したのはたったの一人、ということは、なかなか希望することができない、という現状があるのでは。自分自身が出産するわけではないから育児休業を言い出せない、という現状があるのではないか。

育児休業をとることが子どもたちの教育のためにも良いことだとわかっているけど、代わりの先生が配置されない、というような状況があるのではないか、その点についてはどうか。教員の確保ができないと次へ進めないのではないか。

育児休暇については、何日くらい取得する人が多いのか。一日だと、年休をとると一緒だなと感じる。

次に、男女共同参画計画の策定市町村についてだが、須崎市が一昨年だったか、計画を失効したが、その後須崎市は策定したのか。目標値は平成32年までに82.4%であり、あと6市町村あるわけだが、今後の目途はどうか。

次に、県の知事部局の管理職に占める女性の割合については、少しずつ進んできてはいるが、とてもゆっくりだ。裾野が広がってきているから大丈夫だ、という話を以前から聞いてはいるが、どのように飛躍的に伸ばしていくのかお聞きしたい。

事務局 男性職員の育児休暇については5日以内で取ることができる。取得率は58人中26人で、44.8%となっているが、それぞれが何日取得したか、平均であるとか、何日取得した者が多い

とか、集計をしていないため、答えることができない。

事務局 公立学校の男性の育児休暇については、平均で一人1.9日、育児参加休暇については、平均3.5日の取得となっている。何日取得した職員が多いかは、集計結果が手元にないためお答えできない。

会長 委員からは、男性の育児休業について、希望する者全員が取得しているとしながら、代替教員の問題等があり希望ができないのではないか、できない状況に対してどのようなお考えか、という質問であった。希望できる職場づくりをどう進めていくのか。

事務局 育児休業を希望することができる職場づくりについては、制度の周知も含めて取り組んでいきたい。希望できる職場づくり、背景に関して、教員の多忙化解消についても取り組んでいる。代替教員の配置については、人事面のことなので、申し訳ないがお答えしかねる。

委員 ここだけの問題、高知県だけの問題ではないが、男性が育児休暇を取りたい、と言いだせない職場、社会をどうするかという問題だと思う。なので、希望する全員という目標を立てて、希望する者がいなかったからいい、ということであれば、この目標が形骸化する、ということでもあるので、この「希望する全員」という目標の立て方がいいのか、ということ。希望する者が出たときにどう対応するか、というところまで含めないと、男性の育児休暇を取組に掲げる意味がなくなってしまう。

事務局 知事部局の管理職に占める女性の割合についてだが、政府からは、2020年に女性の管理職割合30%を目指すという方針も出ている。一方、第4次男女共同参画基本計画において、現実的な数値として、自治体の管理職のうち10から15%という数値も標記されているところ。先ほど申し上げた政府の見解、計画の数値を勘案しながら、高知県事業主行動計画の中で、32年度末までに10%を目指す、というところで行っている。委員がおっしゃったとおり、なかなか歩みが遅いところはある。しかし、正直年齢の問題もあり、管理職になる年齢も勘案した結果、女性の管理職10%については、責任を持ってやり遂げる数値として、目標値として取り組んでいる。

なお、10%を達成したからそれでよい、という考えではない。女性だから管理職にする、又は管理職にしない、という視点ではなく、本人・家族の状況やモチベーション、働き方も含めたうえで仕事を達成していただきたい、と考えている。

事務局 須崎市の男女共同参画計画については、昨年度に計画が失効している。今年度については、計画策定の予算が若干ではあるがついており、計画策定が進められている、と聞いている。

委員 3ページの放課後子ども総合プランについてだが、同じ会社の子育て中の女性から話を聞いた。児童クラブへの申し込みが4月でないといけないので、年度途中の申し込みができないので、急に児童クラブに入りたいときに大変困る、という声を聞いた。途中から児童クラブに入る、ということができないものか。

事務局 放課後児童クラブについての設置運営は市町村が実施主体で取り組んでいる。聞いているところでは、定員数のことはあるが、年度途中であっても市町村役場の放課後児童クラブ担当課にご相談いただければ対応している。実際に、年度途中であっても児童クラブに入れたケースはあるので、ぜひ市町村にご相談を。

太田委員 4ページの男女間の賃金格差についてだが、どこを対象に、どのような調査方法で集計したものかお聞きしたい。

事務局 所管課の雇用労働政策課が欠席のため、次回回答させていただく。

4) 高知県DV被害者支援計画について

事務局 資料4により説明。

会長 昨年度の取組、それから第3次計画の策定プロセスについて説明があったが、委員から質問などはないか。

(※ 質問、意見なし)

会長

事務局から他に追加、補足説明などあればお願いしたい。

事務局 最近の状況について少し説明させていただく。

当センターは、配偶者暴力支援センターとしてDV被害者に対する相談や一時保護、売春防止法に基づき行き場のない女性への支援を行っている。

ここ数年の状況は、相談件数は年間1200件程度。相談内容は、DVが多く全体の3割くらい。男女関係の問題が多いので、離婚問題が多く、15%くらい。他にも様々な、例えば、親子間の暴力、経済的な話もある。相談者が精神的に不安定になっている場合も多い。

緊急一時保護については、年間40数件でここ数年推移している。特徴としては、30代、40代の女性が多く、全体の半数以上を占める。60歳以上の方の相談も15%くらいある。

多いのが母子、昨年度では43件中22件が子どもさん連れ。子どもさん連れで入所するので、児童相談所や子育て支援センターといった関係機関との連携が必要になってくる。

一時保護の場合はまず危険回避が第一となる。これについては警察と連携して動いている。加害者からの避難として一時保護し、一時保護期間中に保護命令という形で接近禁止命令を取る。だいたい2週間程度かかるが、一時保護期間中にそれをとって、その間にどこか自立して生活できる所へ、という支援を行っている。

後は、福祉関係や母子支援センターなどの専門機関にどう円滑につないでいくか。相談員の研修についてはそういった部分についても学んでいくようにしている。

今年に入って一時保護件数が増えており、現状、センター内は満杯状態。

また、シェルター（一時保護所）に加え、自立支援施設として、そのまま退所していただくのではなくステップハウスとして家賃なしで食費を800円/日・人をもらいながら3カ月程度、センターで生活していただき、その間に行き先や仕事を見つけて就労し、自立していただく自立支援の取組をしている。

退所して自立した後も精神的なケアが必要な方や経済的に厳しい方がいる。そういった方には、生活支援サポーターがつないでいき、悩み事の相談にのったり支援品などを届けたりといった支援もしている。

会長 専門的スキルの向上や関係機関との連携をとりつつ、DV被害者への多様な支援を行ってい

る、ということがわかった。委員から何かご質問などはないか。

委員 DVが原因で離婚をしても、子どものためには父親がいるのがベストなんだという考え方に基づいて、親子が面会することができる権利を持たす、という法律について議論されていると聞いた。そうなると、DVの被害者と加害者が話し合わないといけなくなる。子どもとの面会権を保障しないと離婚できない、という法律案のようだ。そうなると、逃げるために被害者と加害者が話し合わないといけない、という考えられないことになる可能性がある。何か、県にそういった情報は入っていないか。少し心配している。

事務局 委員の言われた法案については、昨年開催したDV被害者支援計画の策定委員会において、懸念する意見が出ていた。親子が面会するときに危険を伴うため。

法案の状況については、現時点で情報は入っていない。

4) 女性の活躍の場の拡大の取り組み状況について

事務局 資料6、7、8により説明。

事務局 資料9、10により説明。

事務局 資料11、参考資料5、6により説明。

委員 高知家の女性しごと応援室について、実績では391人が就職したとのことだが、どのような仕事についているのか。業種とか雇用形態などは報告を受けているか。

事務局 応援室については、毎週のミーティングで報告を受けている。また、毎月の月報でデータをもらっている。

就職先の業種で言うと、一番多いのは福祉関係の事業所、次いで卸・小売業種、官公庁や医療機関というところ。

年代については、30代、40代の方が多い。

正規、非正規で言うと、多いのは非正規で半数以上を占めている。正規については非正規の半分以下という状況になっている。なかには起業した方も2名いる。

職業紹介の状況では、本人が直接申し込むことが一番多い。次は、ハローワーク求人の活用、福祉人材センターの活用となっている。

会長 2名起業された方もいる、というのは素晴らしい。そのための何か特別な支援はしているのか。

事務局 起業の場合は、ココプラで起業のためのセミナーをやっているので、ココプラにつないだりしている。ソーレにおいても起業の講座があるので、そういったところと連携しながら支援を行っているが、まだまだ十分ではないので、皆様にもご支援していただければと。

委員 経営者協会では、就労支援としてジョブカフェの仕事を県から受託して、その中で企業体験をする就労支援の取組をしているが、そこら辺について、ソーレとジョブカフェとの連携は、きちんとできているのだろうか。

事務局 応援室においても、ジョブカフェのご協力により、しごと体験させていただいている例がいくつかある。今年度も応援室の職員がジョブカフェに出向かせていただいで情報交換をしたり、

他にもジョブセンターはりまやとも連携させていただいている。

委員 ぜひ紹介していただいて、就職につなげていけるよう協力していきたいのでよろしく。

委員 はちきん農業大学は素晴らしい取り組みだ。これは参加は無料なのだろうか。

事務局 基本的には受講はすべて無料。食べたりするような場合、実費のみ負担していただく場合はある。

ちなみに、6月末時点で受講希望している方が89名いる。年齢20代から60代まで、幅広い年齢層の方から申し込みをいただいている。これからは聴講生制度もある。機械講座では、申し込みしていない方にも多く参加してもらった。今後も支援の輪を広げていきたい。

委員 せっかくのチラシなので、参加費無料の記載があった方が、さらに良いと思う。細かい話だが。

委員 私も安芸でナスを栽培している。私もはちきん農業大学の開講式後すぐに手をあげさせてもらった。

農村部では男女共同参画が大変遅れている。その中で、女性が農業技術を身につける、経営を学習する、自分の農業を仕事として受け止めていけることは重要。受け身ではなく、自分から発信していけるような女性に育ていけるということは、農村部の男女共同参画の推進につながると思っており、農業大学にとっても期待している。

特に、若い今からの担い手の女性には、こういうことを身につけていただいて、新しい農村部の男女共同参画を切り開いてほしい、という意味では、さらに私も協力していきたい。若い方が希望を持って、私たち50代以上の農業女性は、次の世代の農業女性に期待をして、出来る限り見守っていきたい。

農業女性に光をあてていただいたのは嬉しいこと。皆さん、これからはちきん農業大学の発展に目を向けていただきたい。農業従事者の40%を女性が占めている。その40%の女性がどう輝くかによって高知県の農業が変わる。応援をお願いしたい。

委員 後輩がニラを、もう一人はししとうの栽培を始めた。後輩らは、地域を守っていききたいという思いがある。地元がさびれるのを見ていられない、と言っていた。

農業をするとき、以前は家まで戻ってトイレをしていたが、バイオトイレができて、あれは素晴らしい。ちょっと感動した。

会長 そろそろお時間になった。進行にご協力いただき、今日は本当にありがとうございました。ここで、進行を事務局にお返りする。

以上